

農耕作業用自動車等の機能確認の実施方法等について（平成8年12月27日付け8農産第9055号農林水産省農産園芸局肥料機械課長通知）新旧対照表

改 正				現 行			
[略]				[略]			
別添				別添			
項 目	測 定 方 法 等	記入方法	注 意 事 項	項 目	測 定 方 法 等	記入方法	注 意 事 項
1～3 [略]	[略]	[略]	[略]	1～3 [略]	[略]	[略]	[略]
4 原 動 機				4 原 動 機			
(1) [略]	[略]	[略]	[略]	(1) [略]	[略]	[略]	[略]
(2) [略]	[略]	[略]	[略]	(2) [略]	[略]	[略]	[略]
(3) 定格出力/機関回転速度	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項に基づき、同機構において定めた審査事務の実施に関する規程別添の試験規程に基づいて測定した全負荷状態に調速された機関最高回転数を測定する。	[略]	[略]	(3) 定格出力/機関回転速度	独立行政法人交通安全環境研究所法（平成11年法律第207号）第13条第1項に基づき、同研究所において定めた審査事務の実施に関する規程別添の試験規程に基づいて測定した全負荷状態に調速された機関最高回転数を測定する。	[略]	[略]
5 排 出 ガ ス	軽油を燃料とする自動車にあっては、(1)～(8)について、「道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日付け国土交通省告示第619号、以下「保安基準細目告示」という。）の別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法（ディスクリート試験サイクル又はRMC試験サイクル）及びNRTCモード法により測定する。 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車にあっては、(9)～(13)について、保安基準細目告示の別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により測定する。	測定する場合は、以下の方法で記入する。 機能確認要領第3の1の規定により左記の測定方法、書面等により測定した値が保安基準細目告示第41条第1項第13号、第15号、第19号の基準値を超えないものであることが認められる場合には、「確認」と記入する。	装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）に基づく装置型式指定を受けたものについては、当該指定通知書の写しを確認することにより測定を省略して差し支えない。 保安基準細目告示第41条第1項第15号に規定される基準値は、表1に示す。 (削除)	5 排 出 ガ ス	右記の①から⑤以外の自動車にあっては、(1)～(8)について、「道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日付け国土交通省告示第619号、以下「保安基準細目告示」という。）の別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法（ディスクリート試験サイクル又はRMC試験サイクル）及びNRTCモード法により測定する。 右記①から⑤の自動車にあっては、(1)～(9)について、「道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成22年3月18日付け国土交通省告示第197号）別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法及びNRTCモード法により、(10)について、同告示別添46「無負荷急加速黒煙測定の測定方法」あるいは同告示別添109「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」により排出ガスを測定する。	測定する場合は、以下の方法で記入する。 機能確認要領第3の1の規定により左記の測定方法、書面等により測定した値が保安基準細目告示第41条第1項第15号の基準値を超えないものであることが認められる場合には、「確認」と記入する。 なお、以下の自動車にあっては表2の基準値で差し支えない。 ①平成28年8月31日以前に製作された定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外であって、平成26年10月1日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。） ②平成29年8月31日以前に製作された定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外であって、平成27年10月1日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。） ③平成29年8月31日以前に製作された定格出力が56kW以上75kW未満	

である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外であって、平成27年10月1日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）
 ④平成29年8月31日以前に製作された定格出力が37kW以上56kW未満の原動機を備えた自動車輸入された自動車以外であって、平成28年10月1日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）
 ⑤平成29年8月31日以前に製作された定格出力が19kW以上37kW未満の原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外であって、平成28年10月1日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）

表1
[略]

保安基準細目告示第41条第1項第13号、第19号に規定される基準値は、表2に示す。

表2

定格出力	19kW以上56kW未満
CO	20.0
THC	0.60
NOx	0.60
無負荷状態 CO	1%
無負荷状態 HC	500ppm

[測定モード：7モード法(g/kWh)]

表1
[略]

表2

定格出力	19kW以上 37kW未満	37kW以上 56kW未満	56kW以上 75kW未満	75kW以上 130kW未満	130kW以上 560kW未満
CO	5.0	5.0	5.0	5.0	3.5
NMHC	0.7	0.7	0.19	0.19	0.19
NOx	4.0	4.0	3.3	3.3	2.0
PM	0.03	0.025	0.02	0.02	0.02
黒煙	25%[0.8m ⁻¹]				

[測定モード：8モード法(g/kWh)及びNRTCモード法(g/kWh)]

(1)～(8) [略]

[略]

[略]

(9) 7モード：CO

7モード法のCO成分の平均排出量を測定する。

規制値の下位2桁目を切り捨て、1桁目まで記入する。

(10) 7モード：THC

7モード法のTHC成分の平均排出量を測定する。

//

(11) 7モード：NOx

7モード法のNOx成分の平均排出量を測定する。

//

(12) 無負荷状態・7モード：CO

アイドリング運転における排出ガスのCOの濃度を測定する。

小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記入する。

(13) 無負荷状態・7モード：HC

アイドリング運転における排出ガスのHCの濃度を測定する。

小数第1位を四捨五入し、整数値まで記入する。

(1)～(8) [略]

[略]

(9) 8モード黒煙

8モード法の排気煙(黒煙)濃度の平均値を測定する。

(10) 無負荷急加速黒煙

無負荷急加速時の黒煙濃度の平均値を測定する。

[略]

小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記入する。

小数第1位を四捨五入し、整数値で記入する。

6～14 [略]	[略]	[略]	[略]
15 排出ガス発散防止装置	軽油を燃料とする自動車にあっては、保安基準細目告示の別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車にあっては、保安基準細目告示の別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法」により測定された結果、排出ガス基準に適合した装置であることを確認する。	[略]	[略]
16 [略]	[略]	[略]	[略]
17 後部反射器	視認等により次のことを確認する。 ①～② [略] ③ 後部反射器であってその形が文字及び三角形以外であること。 ④～⑩ [略]	確認した場合は、「確認」と記入する。 [略]	[略]
18～19 [略]	[略]	[略]	[略]
20 方向指示器	次のことを確認する。 ① 配光特性及び灯光の色の限界値について、書面により保安基準細目告示第59条第1項第1号に定める基準に適合していること、または装置型式指定を受けたものであることを確認する。 ②～⑫ [略]	[略]	[略]
21、22 [略]	[略]	[略]	[略]

注：1、2 [略]

6～14 [略]	[略]	[略]	[略]
15 排出ガス発散防止装置	保安基準細目告示の別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」及び別添46「無負荷急加速黒煙の測定方法」により測定された結果、排出ガス基準に適合した装置であることを確認する。	[略]	[略]
16 [略]	[略]	[略]	[略]
17 後部反射器	視認等により次のことを確認する。 ①～② [略] ③ 形状は、単純な形状であり、通常の観察距離から文字、数字又は三角形と誤認しない形であること。 ④～⑩ [略]	確認した場合は、「確認」と記入する。 [略]	[略]
18～19 [略]	[略]	[略]	[略]
20 方向指示器	次のことを確認する。 ① 配光特性及び灯光の色の限界値について、書面により細目告示の別添73「方向指示器の技術基準」に適合していること、または装置型式指定を受けたものであることを確認する。 ②～⑫ [略]	[略]	[略]
21、22 [略]	[略]	[略]	[略]

注：1、2 [略]